

# 瀬戸内海国立公園(岡山県地域)の公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

## 1 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

変更案概要を環境省庁ホームページに掲載  
記者発表(環境省記者クラブ・県記者クラブ)  
地元紙掲載  
資料の配付

### (2) 変更案の確認方法

環境省自然環境局国立公園課, 山陽四国地区自然保護事務所で, 変更案(公園計画書及び図面)を閲覧可能

### (3) 意見提出期間

平成14年4月25日から5月24日まで(約1ヶ月間)

### (4) 意見提出方法

郵送, ファックス又は電子メール

### (5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

## 2 意見募集の結果

・封書によるもの	0通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	4通
合計	4通

## 3 整理した意見総数

・今回の変更案に係るもの	7件
・その他の意見等	

## 瀬戸内海国立公園(岡山県地域)の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリックコメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
公園区域に関する意見			
1	<p>* 瀬戸内海の多島美を保ち、産廃問題から守るため公園区域の拡大は望ましい</p> <p>* 埋立地の公園区域からの削除は適当</p>	2  1	環境省原案のとおりとします。
保護規制計画に関する意見			
2	白石島の普通地域に変更予定の区域については、住民が以前から希望していた内容であり、賛成できる	2	環境省原案のとおりとします。
今回の環境省案に直接関係のない意見等			
3	県内に 5000ha の公園区域があるとのことだが、場所は電子情報などで検索できるのか？	1	<p>山陽四国地区自然保護事務所のホームページで、瀬戸内海国立公園区域を見ることができます。</p> <p>(<a href="http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/sanyoshikoku/index.html">http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/sanyoshikoku/index.html</a>)</p>
4	公園内の土地所有者には優遇措置はあるのか？	1	<p>公園内の土地所有者に対しては、当該地の規制の程度(特別保護地区、第1～3種特別地域)に応じた税制優遇措置があります。例えば特別地域に指定がされている場合は、地価税は非課税となり、また、風景地保護協定が締結されている土地については、相続税の2割控除及び特別土地保有税が非課税となります。</p> <p>詳しくは、お近くの自然保護事務所までご相談下さい。</p>

## 瀬戸内海国立公園(岡山県地域)の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリックコメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
公園区域に関する意見			
1	* 瀬戸内海の多島美を保ち、産廃問題から守るため公園区域の拡大は望ましい * 埋立地の公園区域からの削除は適当	2  1	環境省原案のとおりとします。
保護規制計画に関する意見			
2	白石島の普通地域に変更予定の区域については、住民が以前から希望していた内容であり、賛成できる	2	環境省原案のとおりとします。
今回の環境省案に直接関係のない意見等			
3	県内に 5000ha の公園区域があるとのことだが、場所は電子情報などで検索できるのか？	1	山陽四国地区自然保護事務所のホームページで、瀬戸内海国立公園区域を見ることができます。 ( <a href="http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/sanyoshikoku/index.html">http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/sanyoshikoku/index.html</a> )
4	公園内の土地所有者には優遇措置はあるのか？	1	公園内の土地所有者に対しては、当該地の規制の程度(特別保護地区、第1～3種特別地域)に応じた税制優遇措置があります。例えば特別地域に指定がされている場合は、地価税は非課税となり、また、風景地保護協定が締結されている土地については、相続税の2割控除及び特別土地保有税が非課税となります。 詳しくは、お近くの自然保護事務所までご相談下さい。